

# 短期間でも1人でも 事業に労働者として使用した場合は、 労災保険に加入する必要があります。



俳優や歌手等の実演家との契約が「雇用契約」ではなくても、働き方が労働者と同様であると判断された場合（※）、その方は労働者として取り扱われます。したがって、労災保険にも加入する義務があります。→→→ 具体例をご覧ください。

※ 労働者かどうかの判断についてご不明な場合は、お近くの労働基準監督署にご相談下さい。

## ～ 労災保険とは ～

労災保険は、正式名を「労働者災害補償保険」といい、労働者が病気になったりケガを負ったときの治療費の支給だけでなく、働けない間の所得補償や、万が一死亡したときには遺族に対する年金の支給を行うなど、労働者の保護を図るための保険制度です。



事業主には、労働基準法に基づく労働者の災害補償義務がありますが、労災保険に加入していて労災給付が行われる場合、個別に災害補償をする必要はなくなります。

労災保険率は、事業の種類ごとに決まっています。例えば、映画の製作、演劇の事業等の場合は、0.3%となっているため、労働者の賃金総額に0.3%を掛けた額が納めるべき労災保険料額となります。加入手続については、最寄りの労働基準監督署まで、お問い合わせください。\* 労災保険率は、主たる事業の種類により上記と異なる場合があります。



労災保険に入らなかった場合には、  
事業主に、追徴金や給付された費用の徴収を  
行う可能性があります！ →→→ 具体例をご覧ください。



労災保険のご相談は…

**お近くの労働局・労働基準監督署へ**

※ 4ページに、お問い合わせ先の詳細がありますので、ご覧下さい。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 実演家が労働者であるとされた具体例…

舞台出演者であるXさんは、出演契約を結んでいるA社の興行する舞台に出演中に負傷したため、労働基準監督署に対して労災保険の請求を行いました。

Xさんからの請求を受け付けた労働基準監督署は、興行主であるA社から事実関係について聴取したところ、**A社は、Xさんとは「雇用契約」ではなく「出演契約」を結んでおり、労働者ではないため事業主としての責任を負うものではない、と主張**しました。



労働基準監督署が調査した結果、Xさんは舞台の演技などについてA社が依頼した演出家から細部にわたる指示を受けるなど、A社と指揮監督関係が認められたことや、Xさんのスケジュールの大部分がA社の企画する公演や練習時間で占められており、A社に対する専属性の程度が高いと認められたことなどから、**A社とXさんは「雇用契約」を結んでいませんでしたが、労働基準法第9条の労働者に該当するものとして、労災保険給付が行われました。**



もし、労災保険に入っていなかったら…

## 保険料の遡及・追徴金の徴収

事業主が労災保険料等の納付を怠っていた場合は、最大2年間（3年度分）を遡（さかのぼ）って保険料の徴収を行い、併せて保険料の10%を追徴金として徴収します。

## 給付された費用の徴収

事業主が「故意」または「重大な過失」により労災保険の加入手続きを行わないときは、療養を開始した日（即死の場合は事故発生日）の翌日から**3年以内**に給付された労災給付の、全部または一部を事業主から徴収します。

\*療養補償給付および介護補償給付は除きます。

### 労災保険の加入手続きを行わない期間中に、業務災害や通勤災害が発生した場合

#### 1：行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、労災保険の加入手続きを行わない場合…

⇒ 事業主が「故意」に手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**100%**を徴収します。

#### 2：1には該当しないものの、 労災保険の適用事業となった時<sup>\*</sup>から1年を経過してなお手続きを行わない場合…

⇒ 事業主が「重大な過失」により手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**40%**を徴収します。

\* 労災保険の適用事業となった時とは、労働者を1人でも雇い始めたときを指します。

# 労災保険で受けられる主な給付一覧

## 遺族（補償）給付

亡くなられた場合、遺族の方に年金か一時金をお支払いします。



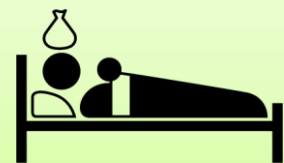
## 療養（補償）給付

無料で治療が受けられます。



## 休業（補償）給付

仕事に行けない日は給料の約8割をお支払いします。



「労災保険」は  
仕事上や通勤によるケガや病気に対して必要な保険給付を行う制度です。

介護を受けている場合、その費用をお支払いします。



## 介護（補償）給付

障害が残った場合、年金か一時金をお支払いします。



## 障害（補償）給付

## ◇お問い合わせ先一覧

### 《お近くの労働基準監督署または都道府県労働局》

都道府県労働局労働基準部労災補償課			
北海道	011(709)2311	滋賀	077(522)6630
青森	017(734)4115	京都	075(241)3217
岩手	019(604)3009	大阪	06(6949)6507
宮城	022(299)8843	兵庫	078(367)9155
秋田	018(883)4275	奈良	0742(32)0207
山形	023(624)8227	和歌山	073(488)1153
福島	024(536)4605	鳥取	0857(29)1706
茨城	029(224)6217	島根	0852(31)1159
栃木	028(634)9118	岡山	086(225)2019
群馬	027(210)5006	広島	082(221)9245
埼玉	048(600)6207	山口	083(995)0374
千葉	043(221)4313	徳島	088(652)9144
東京	03(3512)1617	香川	087(811)8921
神奈川	045(211)7355	愛媛	089(935)5206
新潟	025(288)3506	高知	088(885)6025
富山	076(432)2739	福岡	092(411)4799
石川	076(265)4426	佐賀	0952(32)7193
福井	0776(22)2656	長崎	095(801)0034
山梨	055(225)2856	熊本	096(355)3183
長野	026(223)0556	大分	097(536)3214
岐阜	058(245)8105	宮崎	0985(38)8837
静岡	054(254)6369	鹿児島	099(223)8280
愛知	052(972)0261	沖縄	098(868)3559
三重	059(226)2109		

監督署 所在地 |

検索

#### 労働基準監督署の所在地一覧

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)

### 《労災保険相談ダイヤル》 0570-006031 / 受付時間 平日9:00~17:00

労災保険給付に関する一般的なご質問については、こちらでも受け付けています。

※ ご利用にあたっては、通話料がかかります（全国一律料金）。

### 《厚生労働省のホームページ》 <http://www.mhlw.go.jp>

トップページ「政策について」をクリック→雇用・労働の欄の「労働基準」をクリック→施策情報の「労災補償」へお進み下さい。